

平成29年6月15日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

一般社団法人 信託協会

「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案（5/17公表）に係る意見

	該当箇所	意見・質問・確認事項等	理由
1	<p>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項1号ヲ</p>	<p>コーポレートガバナンスの強化に関する施策の一環として、経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図る取組みを進めるにあたっては、役員等に株式を交付するスキーム間の平仄を合わせていただきたい。</p> <p>具体的には、今般の改正にあたり、（1）特定譲渡制限付株式、（2）パフォーマンスシェア、（3）株式報酬（所定の時期に確定した数の株式を報酬として付与するもの）に加えて、役員等を受益者とする自社株式交付スキーム（株式給付信託）についても対象としていただきたい。</p>	<p>役員等に株式を交付するスキーム間の平仄を合わせるため。</p>

以 上